

令和3年7月1日

所 属 長 様

財 政 課 長
契 約 課 長

公共工事の施工時期の平準化及び適正工期の確保に向けた取組について（通知）

令和元年・2年のいわゆる「担い手3法」の改正により「公共工事の施工時期の平準化」・「適正な工期設定」などが規定され、本市は、令和3年4月に施行した長野市公契約等基本条例において、市の責務に「適切な履行期間を定めつつ、計画的に公契約を発注する」ことを決めました。

つきましては、9月補正予算要求書の提出及び今後通知する令和4年度当初予算の要求等に当たっては、このこと（別添資料参照）を踏まえ、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 債務負担行為の活用

(1) ゼロ債務負担行為（0市債）の活用（12月補正予算）

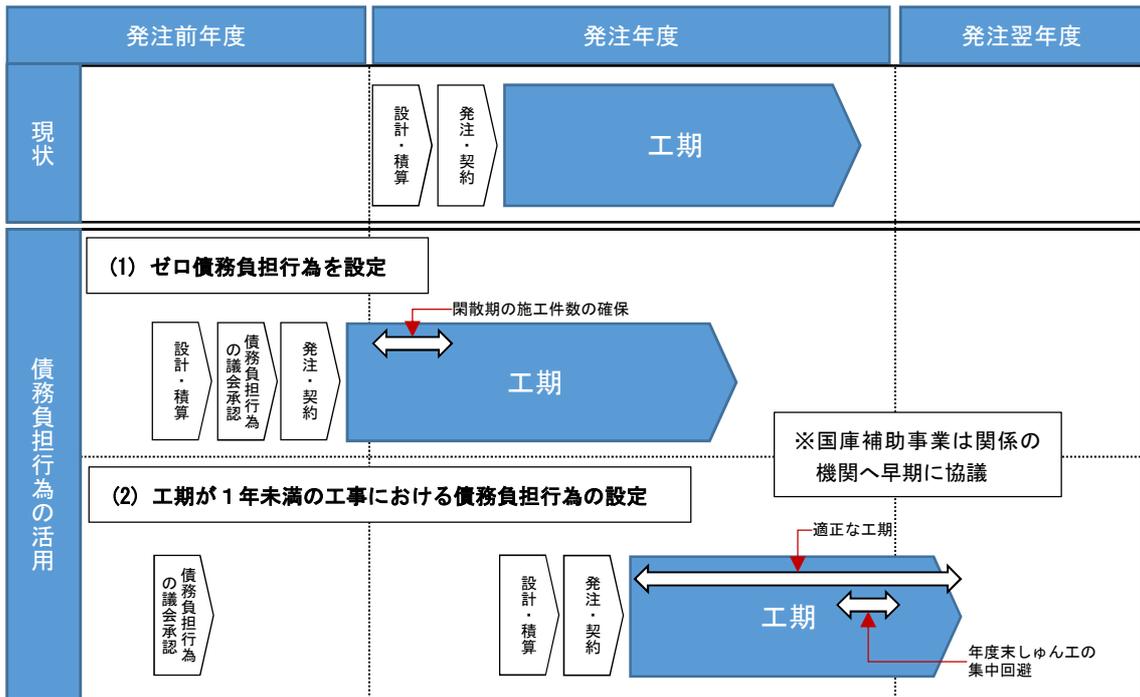
地方公共団体の単年度会計の例外となる債務負担行為（特に設定年度に前払金等の支出がない「0市債」）については、新年度の工事の入札・契約を前年度に行うことから、閑散期（4月～6月）の工事稼働件数を確保する効果が見込めます。

施工時期に関して、施工場所の事情や地域の実情、気象条件等による特段の制約がない事業については、積極的にゼロ債務負担行為（0市債）の活用を検討してください。

(2) 工事期間が1年未満の工事における債務負担行為の設定（新年度当初予算）

年度後半に発注する計画の工事などのうち、年度内に適正工期を確保できないやむを得ない事情のある工事については、工期が1年未満であっても、当初予算において債務負担行為を設定するよう努めてください。

<図1>

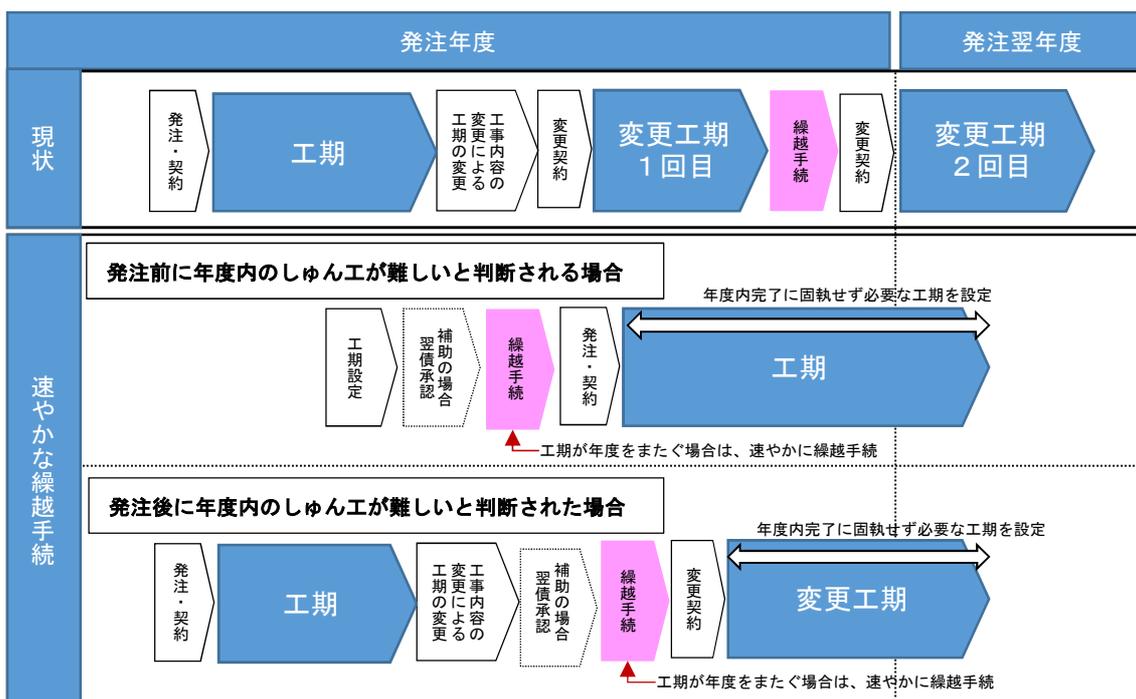


2 速やかな繰越手続（9月及び12月補正予算）

年度内に工期末を設定する建設工事のうち、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、施工条件のほか、工事に従事する者の労働条件、準備工の期間、降雨日等の作業不能日数等を考慮した上で、年度内のしゅん工が難しいと判断される場合（未発注の工事を含む）は、年度末を待つことなく、9月（又は12月）市議会定例会に合わせた繰越手続を行ってください。

なお、繰越手続にあたっては、市民や議会への説明責任に十分留意してください。

<図2>

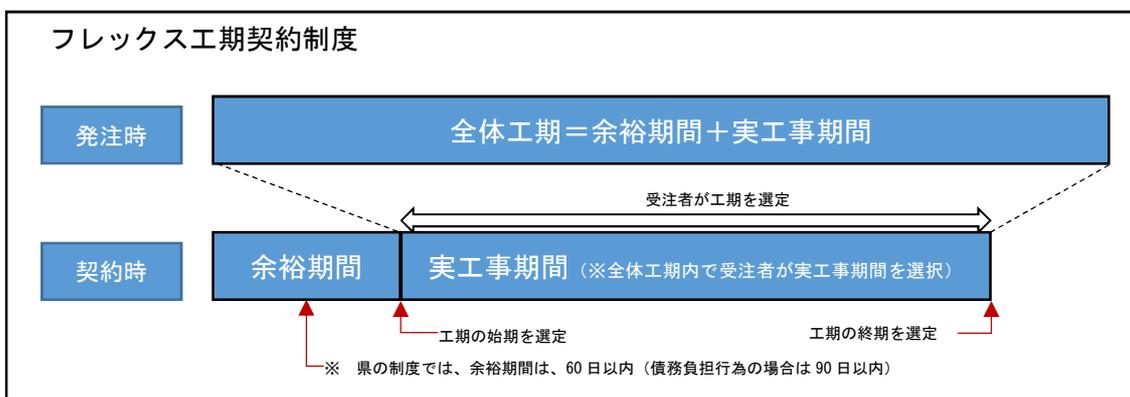


3 フレックス工期契約制度の導入

柔軟な工期設定を通じて、受注者が人材や資材の調整を行いやすくなるため、円滑でゆとりある工事の施工が可能となります。

この制度は、令和4年度から試験的に導入することとしています。

<図3>



財政部契約課

企画担当 長谷川、戸谷

内線 2429, 2419

工事担当 小嶋

内線 2424